

「中小企業等経営強化法」、及び「生産性向上特別措置法」による
税制支援措置に対する工業会証明書の発行

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会

中小事業者の皆様には現在、「中小企業等経営強化法」に基づき生産性向上に資する機械装置等導入による「経営力向上計画」を主務大臣に申請し、認定されれば税制面の特例を受ける制度が運用されています。

これに加えて2018(平成30)年6月より新たに「生産性向上特別措置法」が制定され、生産性向上に資する機械装置等を導入する「先端設備導入計画」を市町村に申請し、認定されれば現在と同様に税制面での特例を受けることのできる制度が開始されました。

この両法の支援対象者、適用期間、支援措置、対象設備等を下表に示します。

対象法律	中小企業等経営強化法	生産性向上特別措置法
対象者規模	<ul style="list-style-type: none"> 資本金1億円以下の法人 常時従業員数1,000人以下(資本金を有しない法人、又は個人事業主) 	
対象要件	主務大臣の「経営力向上計画」の認定を受けた者	市町村の「先端設備導入計画」の認定を受けたもの ※申請受付は市町村により異なることがありますので事前に該当市町村に確認願います。
適用期間	現在運用中～2019年3月31日	2018年6月～2021年3月31日
軽減措置	国税；即時償却又は税額控除10%(注7%) <small>(注；資本金3000万円超え1億円以下の法人)</small> 地方税；固定資産税の課税標準を3年間 1/2に軽減	地方税；固定資産税の課税標準を3年間 0～1/2 ^(注) に軽減 <small>(注)割合は市町村の条例で定める割合</small>
生産性向上要件	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備	
対象設備	【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆ソフトウェア (70万円以上/5年以内) ◀「国税」の措置のみ対象 ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆器具備品 (30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備 ^(注) (60万円以上/14年以内) <small>(注)家屋と一体となって効用を果たすものを除く</small>	

※両法の認定は重複して受けることができます。つまり両法での地方税軽減措置が受けられます。

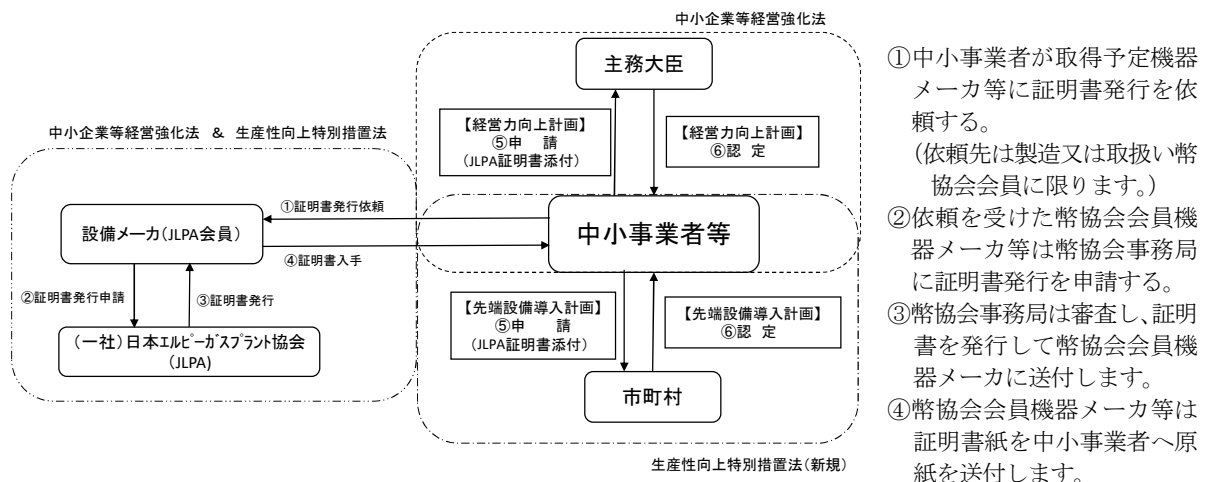
幣協会では中小事業者の皆様が「経営力向上計画」、「先端設備導入計画」の認定を申請する場合の添付書類としての「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」（以下、「証明書」という）の発行を行います。

※この「証明書」は「販売時期」と「生産性向上1%」の要件を満たしていることを証明するものであって、税の軽減措置の適用が受けられることを証明しているものではありません。

◆幣協会からの証明書発行先は下記に限らせて頂きます。

（一社）日本エルピーガスプラント協会 会員企業 （会員企業は幣協会 HP (<https://jlpa.or.jp/>) 参照)

(認定申請と証明書取得の流れ)



- ①中小事業者が取得予定機器メーカー等に証明書発行を依頼する。
(依頼先は製造又は取扱い幣協会会員に限ります。)
- ②依頼を受けた幣協会会員機器メーカー等は幣協会事務局に証明書発行を申請する。
- ③幣協会事務局は審査し、証明書を発行して幣協会会員機器メーカーに送付します。
- ④幣協会会員機器メーカー等は証明書紙を中小事業者へ原紙を送付します。

⑤中小事業者は「経営力向上計画」、「先端設備導入計画」の認定申請時の証明書を添付します。

※証明書は原紙1枚のみのため認定申請時には原紙をコピーして添付してください。

(中小企業等経営強化法と生産性向上特別措置法は様式が同一であるため中小事業者へは原紙1枚とします。)

⑥所管行政は審査のうえ認定する。

【証明書発行手続き】

中小事業者より証明書の発行依頼を受けた幣協会会員機器メーカー等は次の書類を JLPA 事務局に送付してください。

- (1) 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性要件証明書」(様式1)
- (2) 「チェックリスト」(様式2)
- (3) 生産性向上指数の裏付けを示す資料(例;新旧モデルの 1) 図面 2)仕様書 3)性能表 等)
※(様式1)、(様式2)は(一社)日本エルピーガスプラント協会ホームページ (<https://jlpa.or.jp/>)よりダウンロードしてください。

以上(1)(2)(3)、及び返信用封筒(切手貼付)を下記宛てに送付してください。内容、確認後、証明書を発行し、返送致します。

(送付先) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル3F

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 根木 和輝 行

※本件の問合せ先

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会

根木 和輝 (E-mail neki@jlpa.or.jp)

TEL 03-5777-6167

FAX 03-5777-6168

(参考) 中小企業庁の「工業会等による証明書発行について」は下記を参照してください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>